

新潟県中越地震において適用される「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」

新潟県中越地震による災害が特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定されました。

今後、各省庁が発出する告示により、満了日が延長される具体的な行政上の権利利益に係る措置が定められます。

総務省では、平成 16 年 11 月 17 日現在で告示されたもの（予定のものを含む。）を別紙のとおり、取りまとめましたので、公表します。

【説 明】

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年 6 月施行）に基づき、今般、新潟県中越地震による災害について、特定非常災害として指定するとともに、この災害に対し、行政上の権利利益の満了日の延長等の措置を適用するとした政令が 11 月 12 日に閣議決定されました（この政令の公布・施行は、11 月 17 日）。（制度概要については資料 1 参照）

これにより、自動車運転の免許のような有効期限のついた許認可等の行政上の権利利益について、有効期限を一定程度延長（最大で平成 17 年 3 月 31 日まで）することが可能となります。

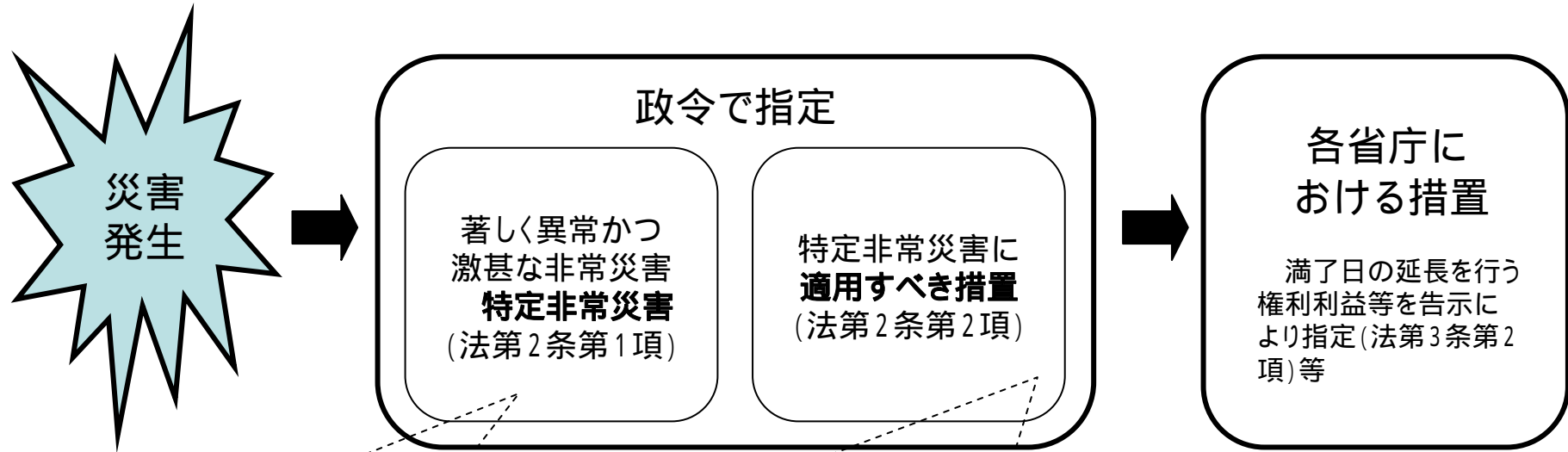
延長措置を講じる具体的な行政上の権利利益等については、各省庁が告示により指定することになります。

（連絡先）

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
担 当：大 塚、高 橋
電 話：03 - 3501 - 5191（直通）
FAX：03 - 3581 - 8933

総務省行政管理局行政手続室
担 当：明 渡、五十嵐、谷 淵
電 話：03 - 5253 - 5352（直通）
FAX：03 - 5253 - 5354

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を 図るための特別措置に関する法律の概要



「著しく異常かつ激甚な非常災害」とは？

次の事項等の諸要因を総合的に勘案

死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生

住宅の倒壊等の多数発生

交通やライフラインの広範囲にわたる途絶

地域全体の日常業務や業務環境の破壊

適用すべき措置の内容

行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第3条)
例: 運転免許証(道交法92条の2)

期限内に履行されなかった義務に係る免責(法第4条)
例: 薬局の休廃止等の届出義務(薬事法10条)

債務超過を理由とする法人の破産宣告の特例措置(法第5条)

民事調停法による調停の申立ての手数料の特例措置(法第6条)

建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置(法第7条)

は、今回の政令において適用すべき措置として指定するもの

満了日が延長される具体的な行政上の権利利益一覧(平成16年11月17日現在)

【警察庁】

| 特定権利利益の内容 | 特定権利利益の根拠となる法令の名称及び該当条項 | 措置の対象者 | 延長後の満了日 | 告示発出(予定)日 |
|--|-------------------------|--|------------|-------------|
| 猟銃及び空気銃の許可の基準の特例に規定する講習修了証明書の交付を受けている者に係る許可取得可能期間の延長 | 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第一項第一号 | 同号の講習修了証明書の交付を受けている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 猟銃の許可の基準の特例に規定する合格証明書の交付を受けている者に係る許可取得可能期間の延長 | 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号 | 同号の合格証明書の交付を受けている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 猟銃の許可の基準の特例に規定する教習修了証明書の交付を受けている者に係る許可取得可能期間の延長 | 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第四号 | 同号の教習修了証明書の交付を受けている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 猟銃又は空気銃の所持の許可を受けた者に係る当該許可有効期間の延長 | 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項 | 同法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(同法第七条の三第二項の規定により更新された許可を除く。)を受けた者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 猟銃又は空気銃の所持の許可を受けた者に係る当該許可有効期間の延長 | 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項 | 同法第七条の三第二項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けた者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 銃砲又は刀剣類の所持許可を受けた者に係る許可の失効までの期間の延長 | 銃砲刀剣類所持等取締法第八条第一項第一号 | 同号の許可を受けた者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 射撃教習に必要な教習資格認定証の交付を受けた者に係る当該認定証有効期間の延長 | 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項 | 同項の教習資格認定証の交付を受けている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 仮免許の有効期間の延長 | 道路交通法第八十七条第六項 | 同項の仮免許を受けた者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 運転免許試験の合格の効力の延長 | 道路交通法第九十条第一項 | 同項の運転免許試験に合格した者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 免許証の有効期間の延長 | 道路交通法第九十二条の二第一項 | 同項の免許証の交付又は更新を受けた者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 免許証の有効期間の延長 | 道路交通法第九十二条の二第二項 | 同項の免許証の交付を受けた者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 免許証の有効期間の延長 | 道路交通法第九十二条の二第三項 | 同項の免許証の交付を受けた者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 路上練習をしてから運転免許試験を受けるまでの期間の延長 | 道路交通法第九十六条の二 | 同条の運転免許試験を受けようとする者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取消処分講習を受けてから運転免許試験を受けるまでの期間の延長 | 道路交通法第九十六条の三 | 同条の運転免許試験を受けようとする者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 卒業証明書等の有効期間の延長 | 道路交通法第九十七条の二第一項第一号 | 同号の書面を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |

| 特定権利利益の内容 | 特定権利利益の根拠となる法令の名称及び該当条項 | 措置の対象者 | 延長後の満了日 | 告示発出(予定)日 |
|--|-------------------------|--|------------|-------------|
| 卒業証明書等の有効期間の延長 | 道路交通法第九十七条の二第一項第二号 | 同号の卒業証明書又は修了証明書を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 卒業証明書等の有効期間の延長 | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号 | 同号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 卒業証明書等の有効期間の延長 | 道路交通法第九十七条の二第一項第四号 | 同号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 再試験の免除の期間の延長 | 道路交通法第百条の二第一項第一号 | 同項の普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 再試験の免除の期間の延長 | 道路交通法第百条の二第一項第二号 | 同項の普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 高齢者講習を受けてから免許証の更新を受けるまでの期間の延長 | 道路交通法第百一条の四第一項 | 同項の免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもの | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 過去の免許期間として評価される期間の延長(二人乗り運転) | 道路交通法施行令第二十六条の三の三第一項第二号 | 同号の大型自動二輪車免許を受けている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 過去の免許期間として評価される期間の延長(二人乗り運転) | 道路交通法施行令第二十六条の三の三第一項第三号 | 同号の大型自動二輪車免許を受けている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 過去の免許期間として評価される期間の延長(二人乗り運転) | 道路交通法施行令第二十六条の三の三第一項第四号 | 同条第二項第一号又は第二号の普通自動二輪車免許を受けている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 過去の免許期間として評価される期間の延長(二人乗り運転) | 道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第一号 | 同号の普通自動二輪車免許を受けている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 過去の免許期間として評価される期間の延長(二人乗り運転) | 道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第二号 | 同号の普通自動二輪車免許を受けている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 過去に受けた免許として評価される期間の延長(初心運転者標識の表示義務の免除) | 道路交通法施行令第二十六条の四第一号 | 同号の普通自動車免許を受けている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 過去に受けた免許として評価される期間の延長(初心運転者標識の表示義務の免除) | 道路交通法施行令第二十六条の四第二号 | 同号の普通自動車免許を受けている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 過去に受けた免許として評価される期間の延長(初心運転者標識の表示義務の免除) | 道路交通法施行令第二十六条の四第三号 | 同号の普通自動車免許を受けている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号イ | 同号イの卒業証明書を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ロ | 同号ロの教習の課程を終了した者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ハ | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ニ | 同号ニの普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |

| 特定権利利益の内容 | 特定権利利益の根拠となる法令の名称及び該当条項 | 措置の対象者 | 延長後の満了日 | 告示発出(予定)日 |
|-------------------------|-------------------------|--|------------|-------------|
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号 | 同号イからホまでのいずれかに該当する者であって、同号の講習を終了したもの(同号口に掲げる者にあつてはこの告示により道路交通法第九十七条の二第一項第三号の特定失効者(以下「特定失効者」という。)とされる者を、同号八に掲げる者にあつてはこの告示により大型自動二輪車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたこととされる者を含む。) | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号口 | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号ハ | 同号八の大型自動二輪車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号口 | 同号口の卒業証明書を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ハ | 同号八の教習の課程を終了した者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ニ | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ホ | 同号ホの大型自動二輪車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号 | 同号イからニまでのいずれかに該当する者であつて、同号の講習を終了したもの(同号口に掲げる者にあつてはこの告示により特定失効者とされる者を、同号八に掲げる者にあつてはこの告示により普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたこととされる者を含む。) | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号ロ | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号ハ | 同号八の普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第三項第一号イ | 同号イの卒業証明書を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第三項第一号ロ | 同号ロの教習の課程を終了した者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |

| 特定権利利益の内容 | 特定権利利益の根拠となる法令の名称及び該当条項 | 措置の対象者 | 延長後の満了日 | 告示発出(予定)日 |
|-------------------------|-------------------------|---|------------|-------------|
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第三項第一号八 | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第三項第一号二 | 同号二の大型自動二輪車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第三項第二号 | 同号イからニまでのいずれかに該当する者であって、同号の講習を終了したもの(同号ロに掲げる者にあつてはこの告示により特定失効者とされる者を、同号ハに掲げる者にあつてはこの告示により普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたこととされる者を含む。) | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第三項第二号ロ | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第三項第二号ハ | 同号ハの普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号 | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号 | 同号の原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第四項第三号 | 同号の講習を終了した者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第五項第一号ロ | 同号ロの卒業証明書を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第五項第一号ハ | 同号ハの教習の課程を終了した者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第五項第一号ニ | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第五項第一号ホ | 同号ホの講習を終了した者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第五項第二号イ | 同号イの卒業証明書を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第五項第二号ロ | 同号ロの教習の課程を終了した者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第五項第二号ハ | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 取得時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十三条の六第五項第二号ニ | 同号ニの講習を終了した者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |

| 特定権利利益の内容 | 特定権利利益の根拠となる法令の名称及び該当条項 | 措置の対象者 | 延長後の満了日 | 告示発出(予定)日 |
|--------------------------|-------------------------|--|------------|-------------|
| 路上練習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の二第一号イ | 同号イの書面を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 路上練習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の二第一号ロ | 同号ロの卒業証明書を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 路上練習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の二第一号ハ | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 路上練習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホ | 同号ホの成績を得た者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 路上練習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の二第二号ロ | 同号ロの卒業証明書を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 路上練習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の二第二号ハ | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 路上練習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニ | 同号ニの成績を得た者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 運転免許試験の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の五第一号ロ | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 運転免許試験の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハ | 同号ハの成績を得た者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 運転免許試験の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の五第二号ロ | 道路交通法第九十七条の二第一項第三号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 運転免許試験の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハ | 同号ハの成績を得た者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 運転免許試験の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の五第三号ロ | 同号ロの書面を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 運転免許試験の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハ | 同号ハの成績を得た者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 運転免許試験の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニ | 同号ニの成績を得た者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 運転免許試験の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の五第四号 | 同号イからニまでのいずれかに掲げる者であって、普通自動車仮運転免許を受けようとする者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 運転免許試験の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十四条の五第五号 | 同号の成績を得た者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 更新時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十七条の六第一号 | 同号の講習を受けた者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 更新時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十七条の六第二号 | 同号の講習を終了した者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 更新時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十七条の六第三号 | 同号の運転免許取得者教育の課程を終了した者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 更新時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号 | 同号の講習を終了した者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |

| 特定権利利益の内容 | 特定権利利益の根拠となる法令の名称及び該当条項 | 措置の対象者 | 延長後の満了日 | 告示発出(予定)日 |
|--|---------------------------|---|------------|-------------|
| 更新時講習の免除を受けることができる期間の延長 | 道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号 | 同号の運転免許取得者教育の課程を終了した者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 認定手続及び認定証に規定する認定を受けた警備業者に係る認定証の有効期間の延長 | 警備業法第四条の二第四項 | 同条第二項の認定証の交付を受けた者及び同法第四条の四第二項の規定による認定証の有効期間の更新を受けた者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 犯罪被害者等給付金の申請期間の延長 | 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第十条第二項 | 同条第一項の犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |

(注) 本表の措置の対象となる地域は、次のとおり。

長岡市、小千谷市、加茂市、十日町市、三条市、柏崎市、見附市、燕市、栃尾市、上越市、魚沼市、南魚沼市、西蒲原郡弥彦村、分水町、吉田町、巻町、月潟村及び中之口村、南蒲原郡栄町及び中之島町、三島郡越路町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町及び寺泊町、古志郡山古志村、北魚沼郡川口町、南魚沼郡塩沢町、中魚沼郡川西町、津南町及び中里村、刈羽郡高柳町、小国町、刈羽村及び西山町、東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村並びに中頸城郡柿崎町、頸城村、吉川町、板倉町、清里村及び三和村

【総務省】

| 特定権利利益の内容 | 特定権利利益の根拠となる法令の名称及び該当条項 | 措置の対象者 | 延長後の満了日 | 告示発出(予定)日 |
|--|-------------------------------------|---|------------|-----------------|
| 郵便等投票証明書については、有効期間があるため、これを延長するもの。 | 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の三第一項 | 災害救助法適用区域内にある市町村の選挙人名簿に登録されている者であって郵便等投票証明書の交付を受けたもの | 平成17年3月31日 | 平成16年11月19日発出予定 |
| 無線局免許については、有効期間があるため、これを延長するもの。 | 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第四条 | 災害救助法適用区域内を免許人の住所とする無線局の免許人であって、平成十六年十月二十三日から平成十七年三月三十日までの間に免許の有効期間が満了するもの | 平成17年3月31日 | 平成16年11月19日発出予定 |
| 無線局免許に係る有効期間の延長に併せて、再免許申請に係る受付期間についても延長するもの。 | 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第十七条 | 災害救助法適用区域内を免許人の住所とする次に掲げる無線局の免許人 1 アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)及び免許の有効期間が一年以内である無線局であって、平成十六年十一月二十三日から平成十七年四月三十日までの間に免許の有効期間が満了するもの 2 1以外の無線局であって、平成十七年一月二十三日から同年六月三十日までの間に免許の有効期間が満了するもの | 平成17年3月31日 | 平成16年11月19日発出予定 |
| 工事担任者資格者証の交付申請期間を延長するもの。 | 工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)第三十七条第二項 | 災害救助法適用区域に居住する者であって、平成十六年八月十日から同年十二月三十一日までの間に工事担任者試験に合格したもの | 平成17年3月31日 | 平成16年11月19日発出予定 |
| 電気通信主任技術者資格者証の交付申請期間を延長するもの。 | 電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)第三十九条第二項 | 災害救助法適用区域に居住する者であって、平成十六年十月二十七日付けで電気通信主任技術者試験に合格したもの | 平成17年3月31日 | 平成16年11月19日発出予定 |

【厚生労働省】

| 特定権利利益の内容 | 特定権利利益の根拠となる法令の名称及び該当条項 | 措置の対象者 | 延長後の満了日 | 告示発出(予定)日 |
|--------------------------|----------------------------|--|------------|-------------|
| 保険医療機関又は保険薬局の指定 | 健康保険法第63条第3項第1号 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 有料職業紹介事業の許可 | 職業安定法第30条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に主たる事務所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 無料職業紹介事業の許可 | 職業安定法第33条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に主たる事務所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 障害児に係る居宅生活支援費の支給 | 児童福祉法第21条の10第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に居住地を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 障害児に係る特例居宅生活支援費の支給 | 児童福祉法第21条の12第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に居住地を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 総合衛生管理製造過程の承認 | 食品衛生法第13条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に製造所又は加工所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 飲食店営業等の許可 | 食品衛生法第52条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に営業所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 大麻栽培者、大麻研究者の免許 | 大麻取締法第5条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に居住地を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 旅館業の許可を受けた地位の承継の申請 | 旅館業法第3条の3第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内において経営される旅館業を承継すべき者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 身体障害者に係る居宅生活支援費の支給 | 身体障害者福祉法第17条の4第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に居住地を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 身体障害者に係る特例居宅生活支援費の支給 | 身体障害者福祉法第17条の6第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に居住地を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 身体障害者に係る施設訓練等支援費の支給 | 身体障害者福祉法第17条の10第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に居住地を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 入院しないで行われる精神障害の医療の費用の負担 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に居住地を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 精神障害者保健福祉手帳の交付 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に居住地を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 毒劇物の製造業、輸入業、販売業の登録 | 毒物及び劇物取締法第4条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に製造所、営業所、店舗を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 覚せい剤製造業者・施用機関・研究者の指定 | 覚せい剤取締法第3条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に製造所、病院・診療所、研究所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料取扱者等の指定 | 覚せい剤取締法第30条の2 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に業務所、製造所、研究所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 麻薬輸入業者、麻薬卸売業者等の免許 | 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に麻薬業務所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 向精神薬輸入業者、向精神薬卸売業者等の免許 | 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に向精神薬営業所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 知的障害者に係る居宅生活支援費の支給 | 知的障害者福祉法第15条の5第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に居住地を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |

| 特定権利利益の内容 | 特定権利利益の根拠となる法令の名称及び該当条項 | 措置の対象者 | 延長後の満了日 | 告示発出(予定)日 |
|-----------------------------|--|--------------------------------|------------|-------------|
| 知的障害者に係る特例居宅生活支援費の支給 | 知的障害者福祉法第15条の7第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に居住地を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 知的障害者に係る施設訓練等支援費の支給 | 知的障害者福祉法第15条の11第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に居住地を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 薬局の開設の許可 | 薬事法第5条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に薬局を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具の製造業の許可 | 薬事法第12条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に製造所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具の輸入販売業の許可 | 薬事法第22条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に営業所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可 | 薬事法第24条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に店舗を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 医薬品の販売業(配置販売業に限る。)の許可 | 薬事法第24条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内において業務を行う者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に営業所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |
| 一般労働者派遣事業の許可 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項 | 災害救助法が適用された市町村の区域内に主たる事務所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月17日 |

【農林水産省】

| 特定権利利益の内容 | 特定権利利益の根拠となる法令の名称及び該当条項 | 措置の対象者 | 延長後の満了日 | 告示発出(予定)日 |
|-----------------------|-------------------------|---|------------|-----------------|
| 肥料取締法に基づく普通肥料の生産業者の登録 | 肥料取締法第4条第1項又は第2項 | 平成十六年新潟県中越地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所(法人にあっては主たる事務所)又は事業場を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月19日発出予定 |
| 養鶏振興法に基づくふ化業者の登録 | 養鶏振興法第7条第1項 | 平成十六年新潟県中越地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又はふ化場(養鶏振興法第七条第一項に規定するものをいう。)を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月19日発出予定 |

【経済産業省】

| 特定権利利益の内容 | 特定権利利益の根拠となる法令の名称及び該当条項 | 措置の対象者 | 延長後の満了日 | 告示発出(予定)日 |
|--|-----------------------------------|---|------------|-----------------|
| 登録電気工事業者の登録の有効期間の延長 | 電気工事業の業務の適性化に関する法律第3条第1項又は第3項 | 平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月24日発出予定 |
| 第1種及び第2種電気主任技術者試験における一次試験合格者の一次試験免除期間の延長 | 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第6条第3項 | 平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月24日発出予定 |

| 特定権利利益の内容 | 特定権利利益の根拠となる 法令の名称及び該当条項 | 措置の対象者 | 延長後の 満了日 | 告示発出 (予定)日 |
|-----------------|-----------------------------|--|-------------|---------------------|
| 検定証印の有効期間の延長 | 計量法第72条第2項 | 平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域に特定権利利益の対象となる計量器を所在させている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月24日 発出予定 |
| 装置検査証印の有効期間の延長 | 計量法第75条第2項 | 平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域に特定権利利益の対象となる計量器を所在させている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月24日 発出予定 |
| 基準器検査証印の有効期間の延長 | 計量法第104条第1項 | 平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域に特定権利利益の対象となる計量器を所在させている者 | 平成17年3月31日 | 平成16年11月24日 発出予定 |